

## 提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項 Beisiaセゾンカード特約

### 第1条（適用）

本同意条項は、申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）が株式会社ベイシア（以下「ベイシア」という）、くみまちフィンテック（以下「くみまちフィンテック」という）が株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という）と提携して発行するBeisiaセゾンカード（以下「本カード」という）の申込みを行う場合に適用します。

### 第2条（同意）

会員はベイシア、くみまちフィンテックが独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。

#### 【収集・保有・利用する個人情報】

- ①本カード入会申込書（ベイシアが運営する「ベイシアアプリ」によるものを含みます。）に記載した、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス及び株式会社ベイシアビジネスサポートがベイシアその他の提携会社と運営する「ベイシアポイントサービス」の会員ID
- ②上記以外で、会員がベイシアに届出た（ベイシアが運営する「ベイシアアプリ」で連携することに同意したものを含みます。）事項
- ③ベイシアにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店名称

#### 【利用目的】

- ①ベイシア、くみまちフィンテックの事業におけるサービスの提供
- ②ベイシア、くみまちフィンテックの事業における市場調査、商品開発
- ③ベイシア、くみまちフィンテックの事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- ④本カードの機能・付帯サービスの提供

### 第3条（個人情報の提供・利用）

会員は、セゾンが、以下の個人情報を、保護措置を講じた上で、ベイシア、くみまちフィンテックに提供し、ベイシア、くみまちフィンテックが前条に定める利用目的で利用することに同意します。

#### 【提供する個人情報】

- ①入会申込日、契約日
- ②本カード申込みに対する本カード発行の可否（ただし、その理由のぞく）
- ③ベイシア以外の本カード利用に関する、利用日、利用金額、加盟店業種、加盟店名称
- ④本カード終了の事実（ただし、その理由のぞく）
- ⑤前条に基づき、ベイシアが独自に収集・利用する個人情報（会員が本カード入会申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号）について、会員がセゾンへ変更の届け出を行った場合における当該変更情報
- ⑥利用可能枠（ショッピング、キャッシング）
- ⑦利用残高（ショッピングリボ、キャッシング、分割）

### 第4条（共同利用）

会員は、ベイシア、くみまちフィンテックが、前条及び前々条に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで以下の企業（以下「共同利用会社」という）と、以下の目的で、共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については、ベイシア、くみまちフィンテックが責任を負います。

#### 【共同利用会社】

以下のホームページ

（<https://www.beisia.co.jp/企業情報/グループ紹介>）に掲載するベイシアグループ企業各社

#### 【目的】

- ①共同利用会社の事業における市場調査、商品開発
- ②共同利用会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- ③本カードの機能・付帯サービスの提供

### 第5条（個人情報の開示・訂正・削除・利用中止）

(1) 会員は、ベイシア、くみまちフィンテックに対し、ベイシア、くみまちフィンテックの定める手続きに則り、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

(2) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合は、ベイシア、くみまちフィンテックは、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

(3) 第2条、第3条及び第4条で同意を得た範囲内で個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、これを中止する措置をとります。

### 第6条（お問合せ窓口）

提携先名	文書連絡	E-mail
(株)ベイシア	〒379-2187群馬県前橋市亀里町900	privacy@beisia.co.jp
(株)くみまちフィンテック	〒367-0030埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	privacy@kumimachi-f.co.jp

### 第7条（ベイシアとの同意事項の適用）

ベイシア、くみまちフィンテックと会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、ベイシア、くみまちフィンテックとの同意事項が適用されます。

## Beisiaセゾンカード特約

### 第1条（カード名称）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が株式会社ベイシア（以下「ベイシア」という）及び株式会社くみまちフィンテック（以下「くみまちフィンテック」という）と提携して発行するクレジットカードを、Beisiaセゾンカード（以下「本カード」という）と称します。

### 第2条（お届け事項の変更届け先）

会員には、住所、電話番号、勤務先等のお届け事項に変更が生じた場合、及び本カードについて紛失、盗難等が生じた場合、セゾンカード規約に基づき、当社にその旨届け出ていただきます。

### 第3条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。ただし、当社の定める条件を満たした場合に、年会費を無料とする場合があります。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）（1）に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

### 第4条（弁済金等の支払方法等）

（1）セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等（2））の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、下記の事項を追加します。

#### 記

⑥分割払い－商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。ただし、支払回数は、ご利用いただく店舗により異なります。

（例）現金価格 50,000円、10回払いの時

- 分割払手数料 50,000円 × (8.2円/100円) = 4,100円
- 支払総額 50,000円 + 4,100円 = 54,100円
- 各支払日の分割支払金 54,100円 ÷ 10回 = 5,410円

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
実質年率 (%)	14.7	15.6	16.3	16.7	17.0	17.2	17.4	17.5	17.6	17.7	17.8	17.8	17.8	17.9	17.9	17.9	17.9
現金価格100 円当たりの 手数料の額 (円)	2.5	3.3	4.1	5.0	5.8	6.6	7.4	8.2	9.1	9.9	10.7	11.5	12.3	13.2	14.0	14.8	15.6
支払回数 (回)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36

支払期間（ヶ月）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
実質年率（%）	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7
現金価格100円当たりの手数料の額（円）	16.4	17.3	18.1	18.9	19.7	20.5	21.4	22.2	23.0	23.8	24.6	25.5	26.3	27.1	27.9	28.7	29.6

(2) セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3) セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した場合は、(1)の表が適用されます。

(4) 分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

#### 第5条（早期完済の場合の特約）

会員が分割払いの場合に当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

#### 第6条（カード規約）

本カードのクレジット機能部分については、セゾンカード規約に加え、本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

#### 第7条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。